

片付けごみ処理対策 連携マニュアル

令和5年3月

環境省近畿地方環境事務所

目次

1章 目的及び位置付け	2
（1）マニュアルの目的	3
（2）マニュアルの位置付け	4
2章 片付けごみに関する基本的事項	5
（1）片付けごみの定義	6
（2）災害の種類と片付けごみの特徴	7
（3）片付けごみの処理と対応の流れ	8
3章 片付けごみ回収戦略	9
（1）回収戦略の全体像	10
（2）片付けごみの分別区分	13
（3）住民による排出場所	16
（4）自治体による収集運搬体制	25
（5）住民への広報と情報発信	30
4章 関係者との連携	31
（1）自治体の役割と関係者との連携	32
（2）コミュニティ（自治会等の住民組織）	33
（3）ボランティア関係団体（社会福祉協議会等）	34
（4）国・府県関係者	36
（5）民間事業者	37
5章 その他の平時の対策	38
（1）住民やボランティア関係団体等への啓発・訓練	39
（2）退蔵品排出促進対策	40
（3）家具類の転倒・落下・移動・浸水防止対策	41

1章 目的及び位置付け

(1)マニュアルの目的

(2)マニュアルの位置付け

2

(1)マニュアルの目的

- 近年、地震、水害等の自然災害の頻発化により、災害廃棄物処理対応の重要性が再認識されています。
- 本マニュアルは、自治体における**平時の片付けごみの回収戦略の検討**や、**発災後の片付けごみ処理対策の参考**となるよう作成しています。



3

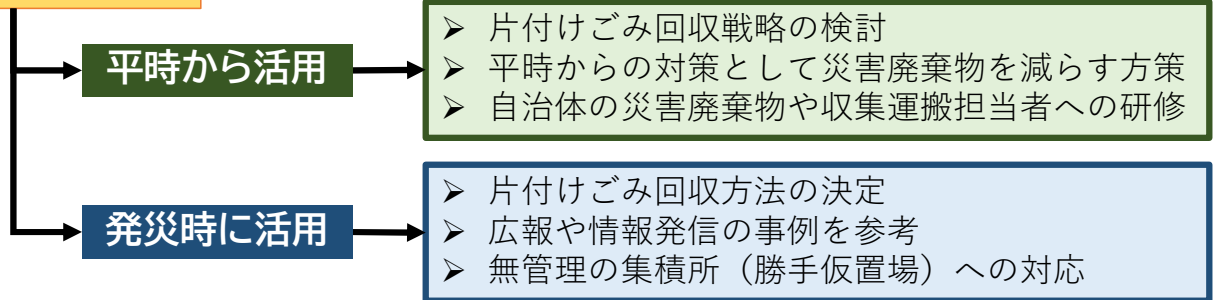
(2)マニュアルの位置付け

- 本マニュアルは、**片付けごみに焦点を当て**、「近畿ブロック災害廃棄物対策広域連携行動計画（環境省近畿地方環境事務所）」の**個別具体的な手順**として作成しています。
- 自治体の廃棄物担当職員が、復興を目指す地域（コミュニティ・住民）やボランティア、民間事業者等と連携できるように、平時及び発災時において役立つことを目指したものです。

利用対象者 自治体の廃棄物担当職員

主な関係者 自治体・住民・ボランティア関係団体（社会福祉協議会等）・民間事業者・府県・国（環境省等）

本マニュアルの活用



自治体は、本マニュアルを参考に平時・発災時に「片付けごみ」の対応策を検討してください。

4

2章 片付けごみに関する基本的事項

- (1)片付けごみの定義
- (2)災害の種類と片付けごみの特徴
- (3)片付けごみの処理と対応の流れ

5

(1)片付けごみの定義

- 片付けごみは、**住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される、家具、家電、畳・敷物などの災害廃棄物**です。災害で壊れていないごみや、日常の生活ごみなどは、片付けごみに該当しません。
- 片付けごみは発災後の早い段階で排出されることから、自治体では初動～応急対応期に収集運搬・処理体制を確保し、**便乗ごみ・混合廃棄物の発生や処理費用の増大を抑制**することが重要となります。



(2)災害の種類と片付けごみの特徴

- 片付けごみは、**災害の種類によって特徴が異なります**。地震では揺れにより家具等が破損し、水害では、様々な種類のものが浸水し土砂混じりとなります。台風や竜巻などによる風害では、家屋外のものが破損や飛散します。

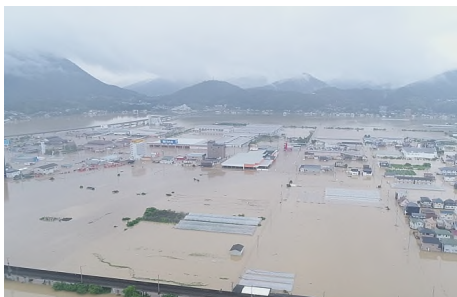
災害	発生原因	片付けごみの特徴
地震	転倒・落下等	<ul style="list-style-type: none"> ・破損した家具や家電、ガラス・陶器など ・沿岸部で津波を伴う場合は、倒壊家屋が多くを占め、片付けごみの発生は少ないが、水分や塩分を含む
水害※	浸水	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水した家具、家電、畳、布団、マットレスなど ・水分を含み、ヘドロや土砂混じりとなる ・土砂災害が発生した地域では、土砂量が多くなる ・腐敗に伴う臭気や害虫の発生等のおそれがある
風害※	飛散・落下	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス、スレート、屋根材（カーポート、瓦）、外壁材など ・飛散により所有者不明のごみが発生しやすい

※台風により水害・風害が同時に発生する場合がある

平成28年熊本地震



平成30年7月豪雨



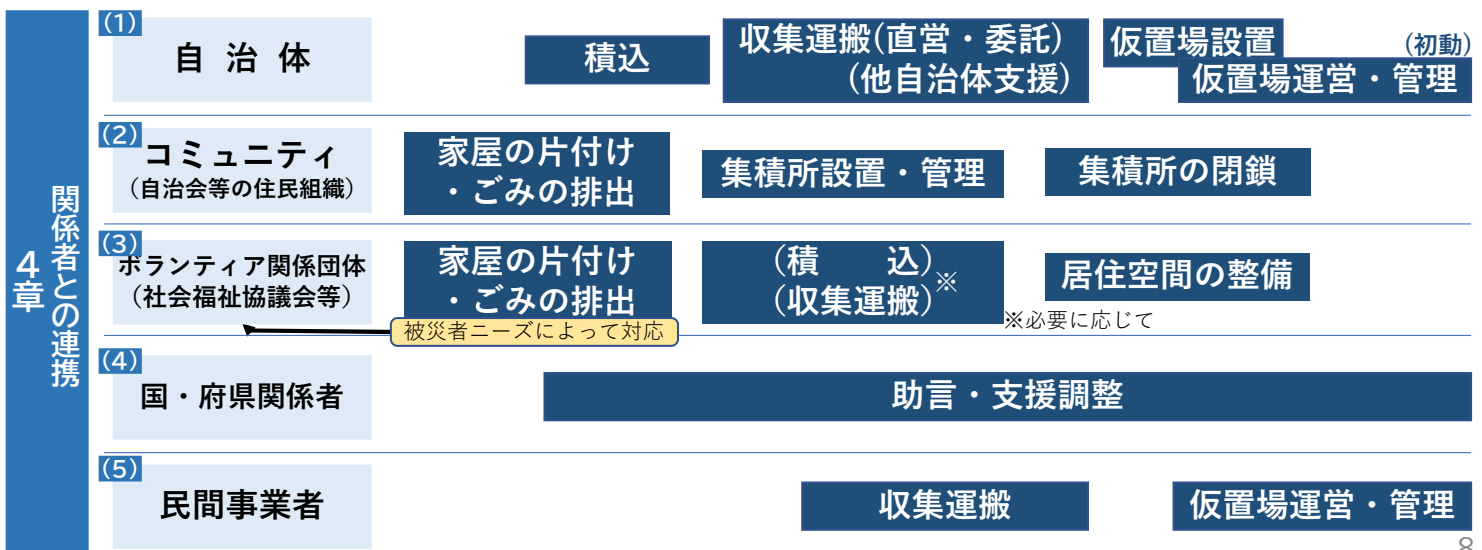
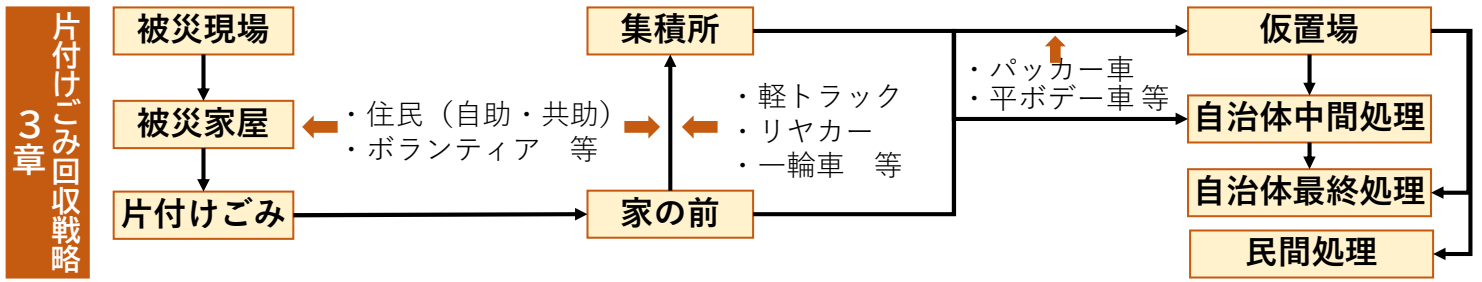
令和元年台風第15号



写真出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル (http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/)

(3)片付けごみの処理と対応の流れ

- 片付けごみは、地域の状況に応じて家の前、集積所、仮置場に搬出した後、処理・処分します。
- 自治体の実情にあわせて各段階のスキームを検討し、平時から体制を構築することが重要です。

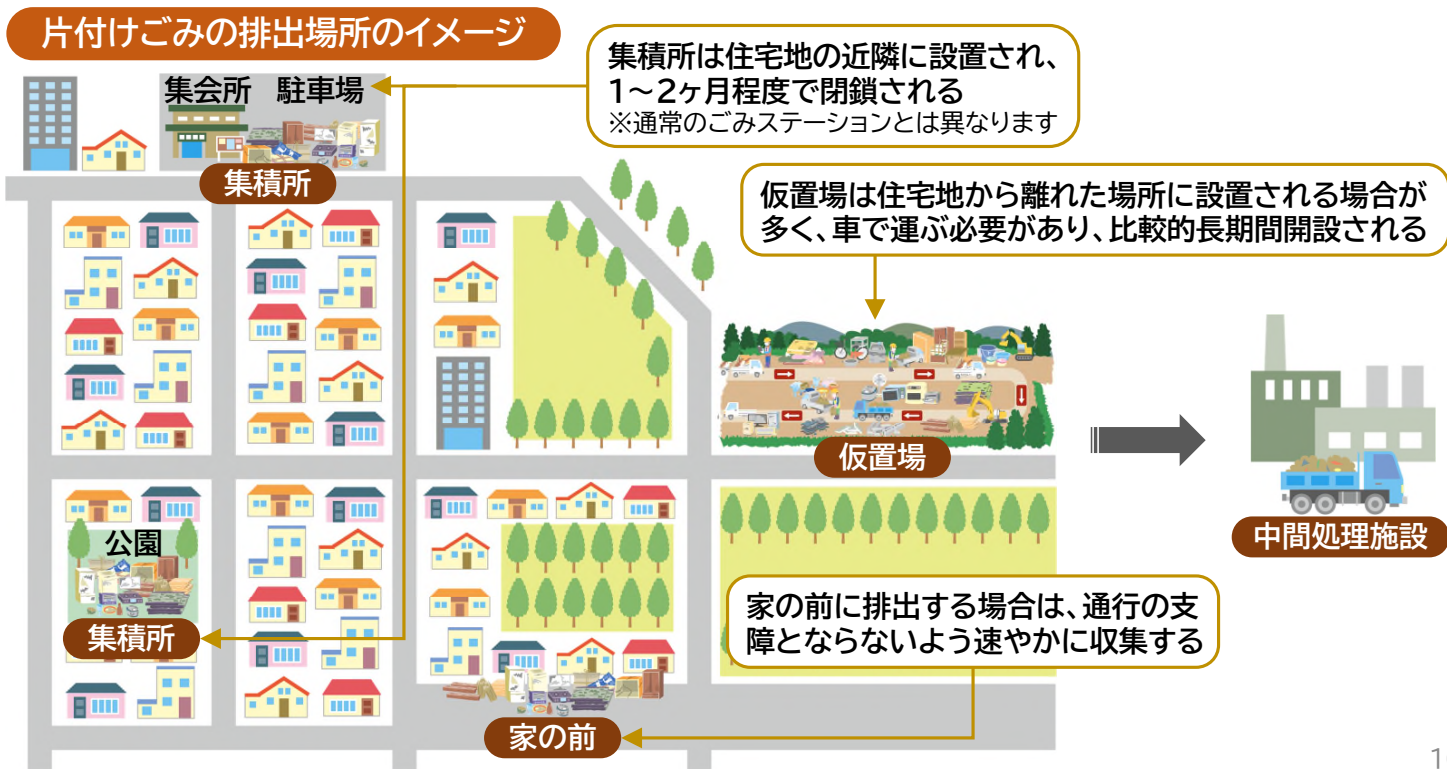


3章 片付けごみ回収戦略

- (1)回収戦略の全体像
- (2)片付けごみの分別区分
- (3)住民による排出場所
- (4)自治体による収集運搬体制
- (5)住民への広報と情報発信

(1) 回収戦略の全体像

- 片付けごみ回収戦略は、分別区分を設定した上で、「家屋からの排出場所」「排出場所からの収集運搬手段」を重要な要素として検討する必要があります。
- 片付けごみの排出場所によって収集運搬方法が異なることから、地域の状況に合わせて集積所や仮置場の設置方針を検討し、収集運搬体制を構築して、車両・人員等を確保する必要があります。



10

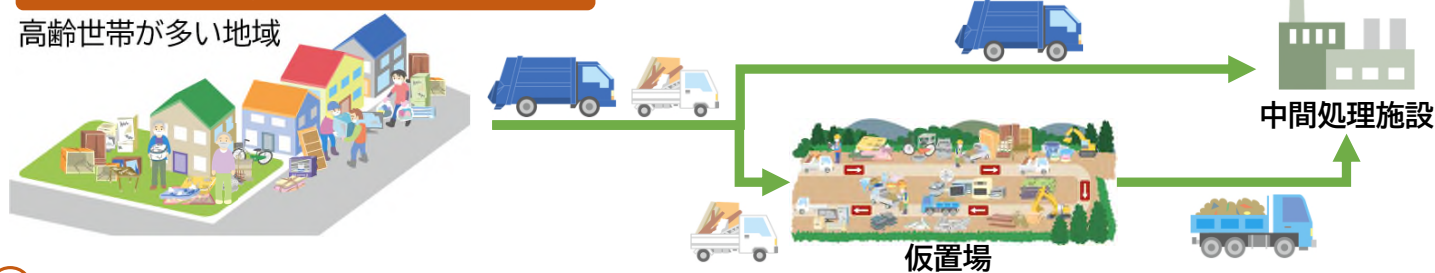
住民による排出場所と自治体による収集運搬の3パターン

→ 住民 → 自治体

片付けごみの排出場所と回収の流れは、以下が想定されます。

① 住民が家の前に排出し、自治体が戸別収集

高齢世帯が多い地域



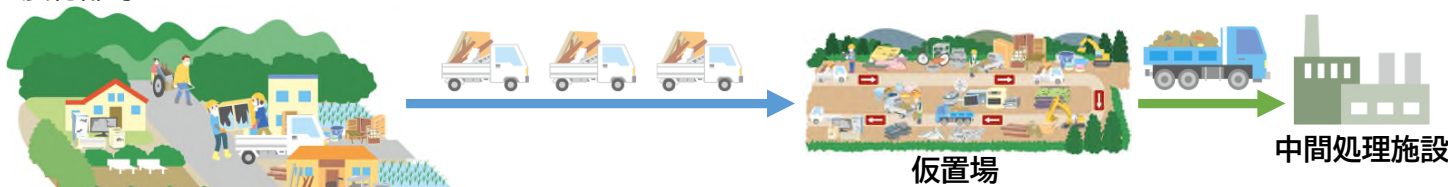
② 住民が集積所に排出し、自治体が拠点収集

人口密集地域



③ 住民が仮置場に排出し、自治体が運搬

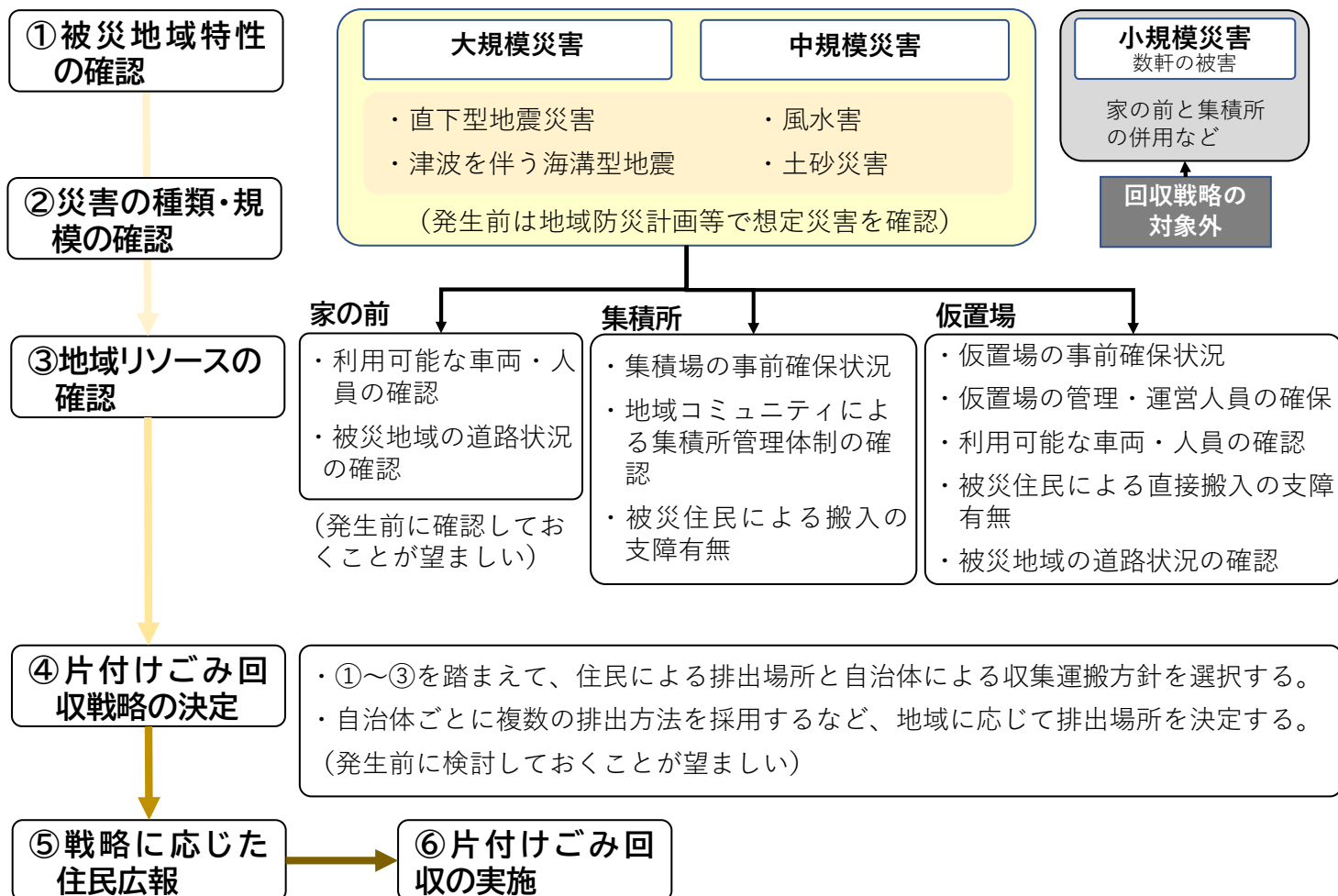
農村部等



※仮置場からの運搬は①~③共通

11

片付けごみ回収戦略の対応フロー



12

(2) 片付けごみの分別区分

- 片付けごみの分別区分は、**平時のごみの分別区分や住民の負担を考慮して決定**します。
- 家の前や集積所等に排出する場合は、スペースを考慮し「粗大ごみ(家具・家電)」 「可燃物」 「不燃物」 など分別品目を少なくし、自治体による収集や仮置場搬入時に分別するのが望ましいです。

分別区分例

可燃物



布団・カーペット



瓦



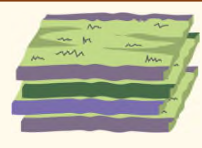
コンクリートがら



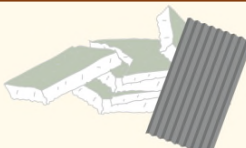
木くず



畳



石膏ボード・スレート板



金属くず



家電4品目



- エアコン ● テレビ
- 冷蔵庫・冷凍庫
- 洗濯機・衣類乾燥機

ガラス・陶磁器くず



その他家電



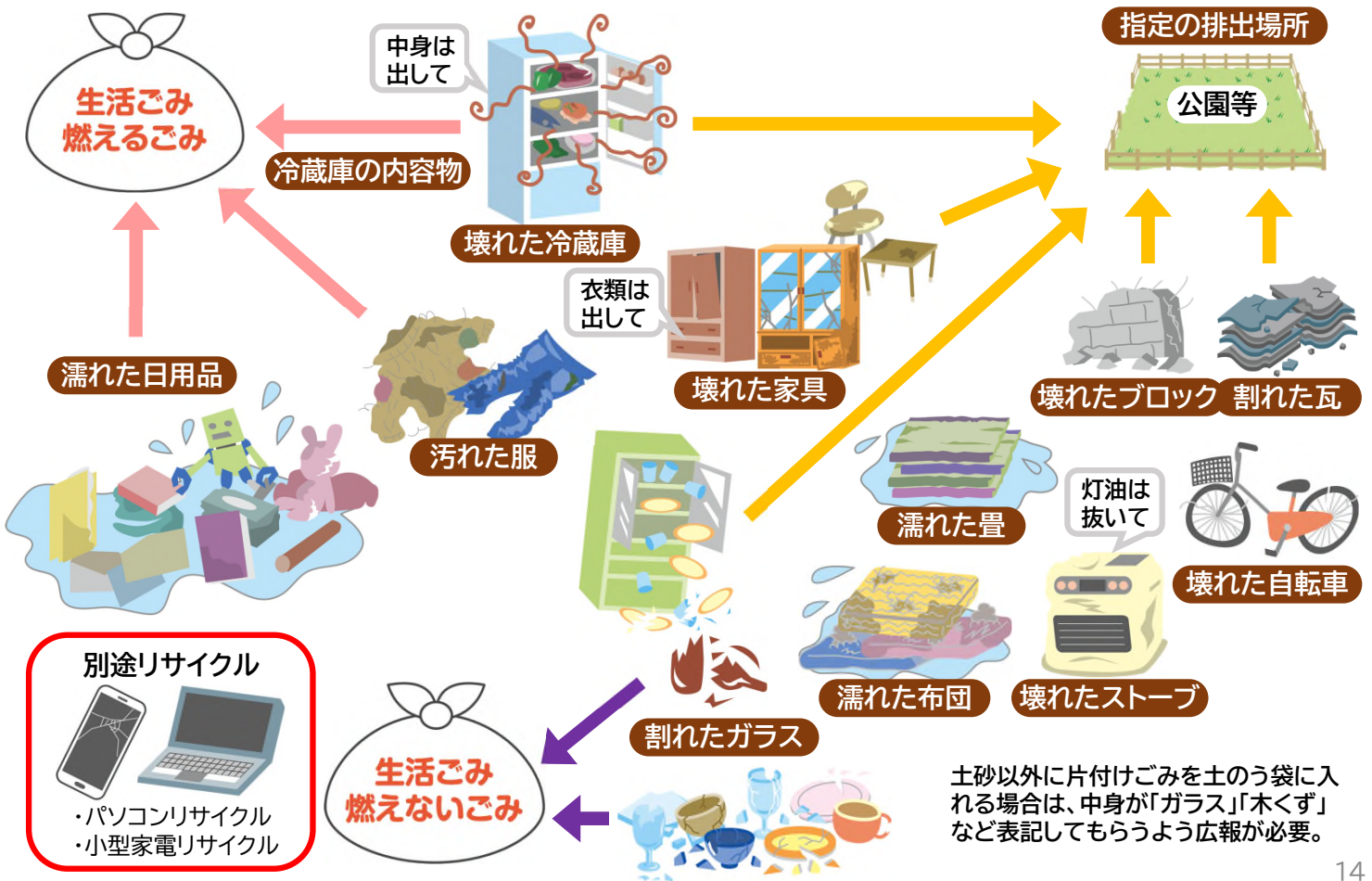
危険物・処理困難物



13

災害時の片付けごみの排出ルール例

ごみの種類ごとに排出時のルールを明確化することで、スムーズな収集運搬につながります。



便乗ごみとその発生抑制

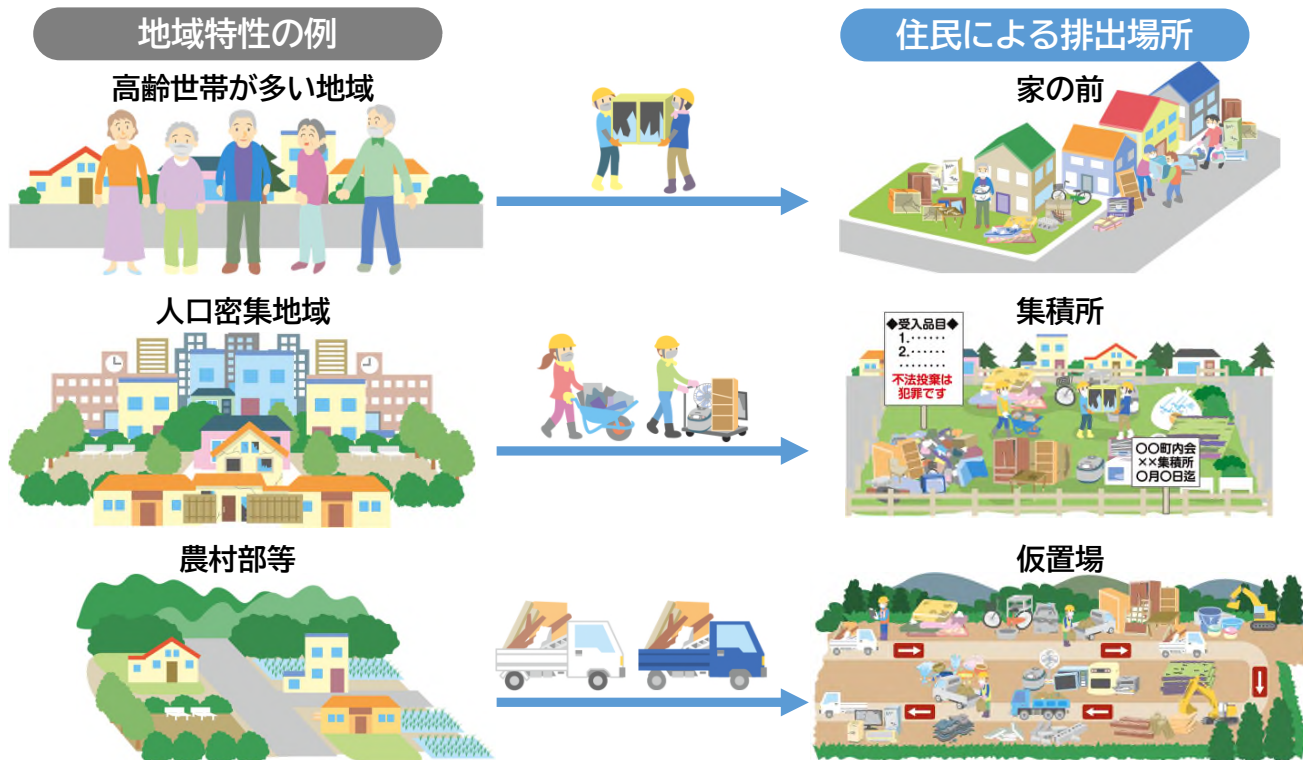
災害由来ではない退蔵品（詳細はp40参照）などが便乗ごみとして排出されることは、災害廃棄物量を増大させる一因となり、被災地の復旧に支障をきたすことが懸念されます。

平時から家庭における退蔵品のリユースやリサイクル、適正処理により、災害時の危険防止と災害廃棄物の発生抑制に努めることが大切です。



(3)住民による排出場所

- 住民による片付けごみの排出場所は、家の前、集積所、仮置場が挙げられます。それぞれのメリットや課題をふまえて排出場所を決定する必要があります。
- 片付けごみの排出場所は、災害の規模や地域特性（住居種類、土地利用、世帯構成、自治会等機能）などを考慮して、地域に応じて複数の排出方法を採用するなど、平時から関係者と調整し、発災後早期に決定することが望ましいです。



集積所と仮置場の区分と目安

片付けごみを排出する集積所と仮置場には、大別して以下のような特徴があります。

特徴・条件	集積所（住民用仮置場）	仮置場
搬入対象物	・片付けごみ	・片付けごみ ・解体・撤去による廃棄物
設置者	・自治会等の住民組織 ※自治体の場合もある	・自治体
設置場所 期間	・自治会/小学校区単位で家の近く ・一時的な仮置き(約1~3箇月)	・郊外の離れた場所が多い ・長期に渡って活用(約1~3年)
広さ	・100m ² 程度(大型車両搬出不可) ・人力で搬入できる程度の広さ ・児童公園や集会所駐車場程度	・1 ha程度(大型車両搬出可) ・重機利用や粗選別できる広さ ・運動公園や地区運動場程度
管理	・自治会等の住民組織による管理が望ましい (適正な分別や満杯時の報告等が必要)	・自治体による管理(業者委託)
持込方法	・主に手作業・一輪車・リヤカー・自家用車(軽トラック等)等で持ち込み	・主に自家用車(ワゴン車、軽トラック等)等で持ち込み (自治体による搬入はパッカー車・トラック等)
その他共通	<ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖まで他の用途がないこと、もしくは本来の用途の中断が可能なこと ・道路等の被災により収集運搬車両のアクセスが制限されていないこと ・舗装してあることが望ましい 	

① 家の前



注意！
車両等の通行に支障が生じる可能性がある

注意！
家からの搬出困難者は災害ボランティアセンターに連絡が必要

注意！ 敷地内では、「災害ごみ」「収集お願いします」等の表示が必要

- ◆ 片付けごみは、住民が家の前に排出する。
- ◆ 家の前では、車両等の通行の妨げにならないものとし、生活ごみと区分して排出する。
- ◆ 家の前の片付けごみは、郊外などで広い土地に設置した仮置場に集積する。

メリット

- ・住民がごみを出しやすい。
- ・新たな場所の確保が不要であり、発災後すぐにごみを排出できる。

課題

- ・家の前のスペースや片付けごみの量によっては、車両等の通行に支障をきたす。
- ・平時に戸別収集を行っている場合、生活ごみと混合状態になる可能性がある。

18

検討事項

住民による片付けごみの排出場所を「家の前」にする場合の検討事項には、以下のものが挙げられます。

検討事項		検討内容
排出場所	敷地内	・住民が片付けごみを庭やガレージに排出する場合は、排出の意思表示として「災害ごみ」等の紙を貼るなどルールを定める。
	前面道路	・土地の確保が困難な人口密集地で、車両等の通行に支障のない程度にスペースを確保できる場合は、片付けごみの排出における道路の利用について、平時から関係者と調整することが望ましい。
分別管理		<ul style="list-style-type: none"> ・平時から分別ルールを決定し、住民等に周知することが望ましい。 ・特に平時から戸別収集を行っている場合は、片付けごみと生活ごみを区分できるよう排出ルールを決定する。 ・家の前から片付けごみの収集が滞ると混合状態となる可能性があるため、早期に収集体制を確保する。
収集計画		<ul style="list-style-type: none"> ・家の前から仮置場への収集運搬体制（直営、委託、支援要請等）を検討する。 ・収集運搬車両が逼迫して遅れが生じた場合の連絡方法等を検討する。

② 集積所



- ◆ 片付けごみは、家から集積所まで、住民がリヤカーや台車等により排出する。
- ◆ **集積所は、被災した地域の近隣の公園等に複数設置し、1～2ヶ月程度で閉鎖する。**
- ◆ 集積所の片付けごみは、郊外などの広い土地に設置した仮置場に、徐々に集約する。

メリット

- ・ 住民が比較的ごみを出しやすい。
- ・ 自治体は、地域住民用の集積所の設置について理解を得やすく、発災後すぐに土地を確保しやすい。

課題

- ・ 集積所は、自治会等住民組織による設置・管理が望ましいが、自治意識の高低による地域差がある。
- ・ 集積所の面積は比較的小さいため、すぐに満杯となり、混合状態になる可能性がある。

20

検討事項

住民による片付けごみの排出場所を「集積所」にする場合の検討事項には、以下のものが挙げられます。

検討事項	検討内容
場所の選定	・ 自治会等住民組織が平時から排出場所を検討し、災害時に利用する際は、自治体に連絡するなどのルールづくりが望ましい。
受入範囲	・ 自治体は、集積所ごとに片付けごみの搬入対象とする家屋の単位を決定する。（地域によっては、複数の自治会で共同で活用する場合も考えられる。）
管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会等住民組織が管理する体制が望ましい。 ※自治会等住民組織が管理する場合、可能な範囲で分別状況などを確認する（例えば集積所で問題が生じた場合は、写真を自治体担当者に送付する等）。集積所が満杯、または混合状態になるようなときは、閉鎖の判断をする。閉鎖後は、自治体と連携して搬出日程などの調整を行い、再開等の検討を行う。 ・ 便乗ごみの搬入防止策を検討する（区域外の不法投棄禁止等の掲示、ダミーカメラによる監視警告等）。
収集計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集積所から仮置場への収集運搬体制（直営、委託、支援要請等）を検討する。 ・ 集積所の搬入状況と搬出のタイミングを連絡調整できる体制を検討する。

③ 仮置場



- ◆ 片付けごみは、住民が仮置場まで、軽トラック等により排出する。
- ◆ 仮置場は広い土地に設置し、被災家屋の片付けごみを集積する。

メリット

- ・面積が広く分別しやすい。
- ・仮置場にごみを集約するまでに必要な行政の運営管理体制の負担が少ない。
- ・重機を活用し、廃棄物の積上げや、破砕による圧縮等が可能。
- ・住民の都合のよいタイミングで片付けごみを搬出し、家の前をきれいにできる。

課題

- ・広大な土地が必要なため、適地の確保が難しい場合がある。
- ・仮置場で持込をする住民に対し分別指導、安全確保を行う人員が多く必要となる。
- ・仮置場が遠方にある場合や、渋滞による待ち時間が長い場合は、不法投棄、未管理の集積所の発生が懸念される。

検討事項

住民による片付けごみの排出場所を「仮置場」にする場合の検討事項には、以下のものが挙げられます。

検討事項	検討内容
場所の選定	・自治体が平時から候補地を検討し、災害時は候補地から適地を選定する。
受入範囲	・仮置場ごとに概ねの受入地域を設定する。 ・地域外のごみや、ついでごみ等の便乗ごみの搬入防止対策を検討する。
管理方法	・仮置場に管理者を配置し、受付で搬入物の確認、分別の指導、場内の誘導等を行う。 ・火災発生等に対する環境対策、施錠等による安全対策などを行う。 ・民間への委託により管理を行う場合は、自治体と連携して、搬入状況等の情報共有を行う。
収集計画	・仮置場の搬入状況と搬出のタイミングを連絡調整できる体制を検討する。 ・大型車両による搬出は、事前に周辺環境に配慮した時間帯やルート設定を行う。

排出場所の判断要素(災害規模・地域特性)

住民による片付けごみの「排出場所」を決定するための判断要素には、以下のものが挙げられます。平時のごみ収集方法をベースに、地域に応じて排出場所を検討する必要があります。

検討要素	種類	戸別	集積所	仮置場	備考	
災害の規模	大規模	△	◎	◎	片付けごみが大量の場合は、集積所の管理が必要。仮置場への直接搬入は渋滞や収集車両・人員不足が発生。	
	中規模	△	△	◎	他の検討要素を踏まえ、集積所、戸別収集を選択。	
	小規模	○	△	○	通常の収集方法で対応可能。仮置場が不要か検討。	
地域特性	住居分類	戸建て	○	△	◎	前面道路、ガレージや庭への保管も含め検討。
		長屋建て	△	◎	○	敷地・道路が狭隘で家の前への排出が困難。
		共同住宅	△	◎	○	共同敷地面積によるが、排出場所の確保が困難な場合は駐車場の活用を検討。マンションや集合住宅の管理組合等に、災害時のごみ排出場所を日頃から住民と話し合うよう働きかけることが望ましい。
	土地利用	住宅密集地	△	◎	△	人口密集地での戸別収集は困難であり、集積所の確保が必須。
		農村地	○	△	◎	広い家屋に集積し、自家用軽トラ等で直接仮置場搬入も可能。
		準工業地	△	○	◎	職住近接の場合、集積所、運搬車両の調達など事業者との協力の可能性を検討。
	世帯構成	高齢者世帯	◎	△	△	高齢者世帯が多い地域は、片付けごみの排出や運搬にボランティア等の援助が必要。
	自治会等住民組織の機能	良好	△	◎	○	防災意識の高い自治会等住民組織が機能している。
		可能	△	△	○	自治会等住民組織は活発ではないが、発災時には機能する可能性あり。
不可		○	△	○	自治会組織率が低く、地域での防災意識が低い可能性あり。	

△○◎：目安として示したものであり、地域に応じて総合的に判断する必要があります。

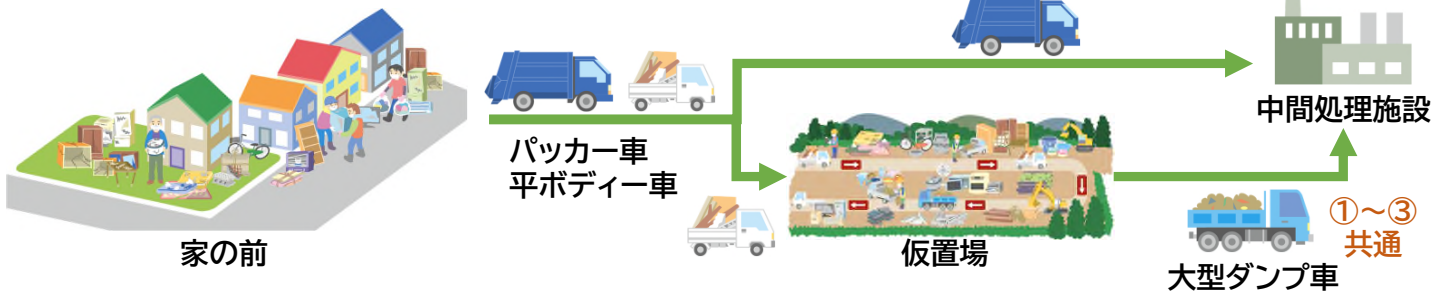
24

(4)自治体による収集運搬体制

- 片付けごみの排出場所によって、自治体で必要な収集運搬体制が異なります。地域条件を考慮した回収方法に合わせて仮置場や処理施設等へ運搬します。
- 家の前や集積所の場合、住民の搬入の負担は比較的少ないものの、収集運搬するエリアや箇所数が多いため、通常の収集運搬体制で対応することは困難であり、民間への委託や応援等により人員・車両を確保する必要があります。
- 住民が仮置場まで片付けごみを搬入する場合は、収集運搬の負担を削減できますが、運搬手段がない住民の対応、渋滞の発生、無管理の集積所の発生に留意する必要があります。

① 家の前から戸別収集

小型可燃物はパッカー車で
直接中間処理施設等へ搬入すると効率的



- ◆ 片付けごみは、家の前から仮置場まで、自治体がパッカー車等により運搬する（ごみの種類によっては集積所から直接処理先に搬入）。被災した家屋が多い場合、**民間事業者への委託や他自治体の支援により収集運搬体制を確保**する。
- ◆ 仮置場から中間処理施設までは、自治体が主に民間事業者に委託し分別品目ごとに大型ダンプ車等により、再資源化施設や焼却施設、最終処分場へ運搬する。（①～③共通）

メリット

- ・ごみの種類ごとに収集運搬できるため分別しやすい。
- ・仮置場で渋滞が発生しにくい。

課題

- ・収集運搬車両・人員の確保が必須であり、対応が困難な場合がある。
- ・片付けごみと区別がつかず、誤って必要なものを収集する場合がある（明示するよう広報が必要）。
- ・家の場所によっては、大型車両が通行できず搬出車両が限定される。

26

② 集積所から拠点収集

小型可燃物はパッカー車で
直接中間処理施設等へ搬入すると効率的



- ◆ 集積所から仮置場まで、自治体がパッカー車等により運搬する（ごみの種類によっては集積所から直接処理先に搬入）。集積所の設置数が多い場合、**民間事業者への委託や他自治体の支援により収集運搬体制を確保**する。
- ◆ 仮置場から中間処理施設までは、自治体が主に民間事業者に委託し分別品目ごとに大型ダンプ車等により、再資源化施設や焼却施設、最終処分場へ運搬する。（①～③共通）

メリット

- ・家の前から収集する場合と比較すると、自治体の収集運搬の負担を削減できる。
- ・仮置場で渋滞が発生しにくい。

課題

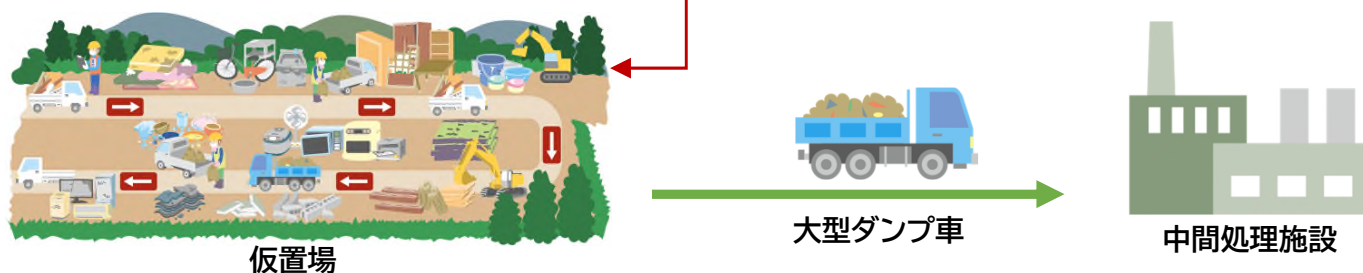
- ・集積所の場所によっては、大型車両が通行できず搬出車両が限定される。

27

③ 仮置場から運搬

※仮置場からの運搬は①～③共通

注意! 住民による自己搬入が多くなるが、実際は自治体(直営・委託)による収集と共存する場合もある。



- ◆ 仮置場から中間処理施設までは、自治体が主に民間事業者へ委託し分別品目ごとに大型ダンプ車等により、再資源化施設や焼却施設、最終処分場へ運搬する。(①～③共通)

メリット

- ・家の前や集積所から収集する場合と比較すると、自治体の収集運搬の負担を最も削減できる。

課題

- ・被災住民は運搬車両を確保する必要があるため、搬入が困難な場合がある。
- ・仮置場で住民が自己搬入する車両と、直営・委託車両及び自治体支援車両が混在する場合もあるため、交通誘導や渋滞対策が必要となる。

28

収集計画の作成にあたって定める事項

平時の収集運搬体制をもとに以下の項目を検討し、収集計画を作成します。

対応が困難な場合は、支援要請により車両・人員を確保し、収集エリア、集積所、収集物等の分担を検討し、収集計画を作成します。

項目	内容
収集車両の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬車両数の確保 ※優先順位例：①自治体保有車両→②委託事業者→③一般廃棄物の許可車両→④産業廃棄物関係事業者やトラック協会等の車両→⑤他自治体への支援要請 ・ 運搬車両の選定 (回転板式パッカー車、プレスパッカー車、平ボデー車、ダンプ車等)
収集物の絞り込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭ごみ (生ごみを含む燃えるごみ) のみ収集 ・ 資源ごみ収集の一時中断 (缶・ビン・ペットボトル等の資源は一時的に自宅で保管) ・ 粗大ごみ収集の一時中断 (災害ごみとしての排出は禁止)
輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路の活用 (災害廃棄物運搬車両への通行許可証対応) ・ 支援自治体等の支援区域割りによる効率的な収集の検討
対応時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務時間の延長・土日祝日収集の実施 ※早朝収集で「家庭ごみ収集」、午後から「片付けごみ収集」を行ったり、「資源ごみ収集日」を「片付けごみ収集日」に変更するなど、日程や時間帯による対応を災害の状況によって検討

29

(5) 住民への広報と情報発信

- 片付けごみ対応では、**混合ごみや未管理の仮置場の発生を防ぐため**、住民への**ごみの出し方・分別ルール、排出場所等を周知**することが重要です。
- マスコミには、広報部局から一括して情報提供し、庁内の対応の円滑化を図る方法もあります。
- 迅速に対応できるよう、**平時から広報内容や手段を検討**する必要があります。

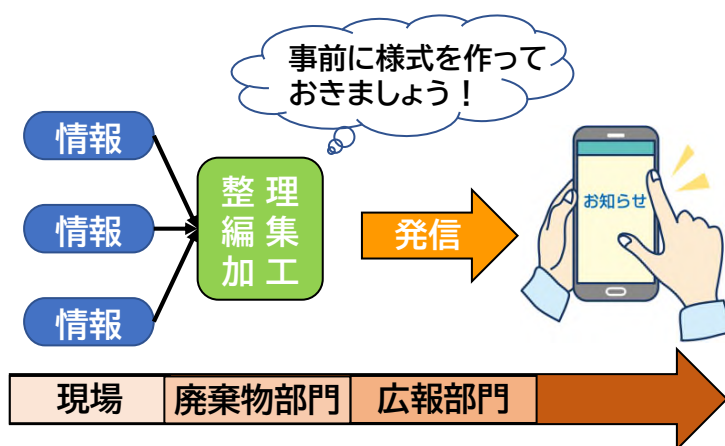
広報する情報

- ・ 片付けごみの受入品目・分別区分と排出場所（戸別収集、集積所、仮置場等）
※有害物や危険物の排出方法、生活ごみとの違い等についても示すことが望ましい
- ・ 集積所や仮置場の場所、搬入可能な時間等
- ・ 便乗ごみや不法投棄等の禁止
- ・ ごみ出し支援ボランティアの申込

広報の手段

- ・ 自治体のホームページ、広報誌、チラシ
- ・ 避難所、集積所や仮置場での掲示板
- ・ 自治会の回覧板
- ・ テレビ、ラジオ、新聞等のマスコミ
- ・ SNS

※複数の媒体を活用することが望ましい。



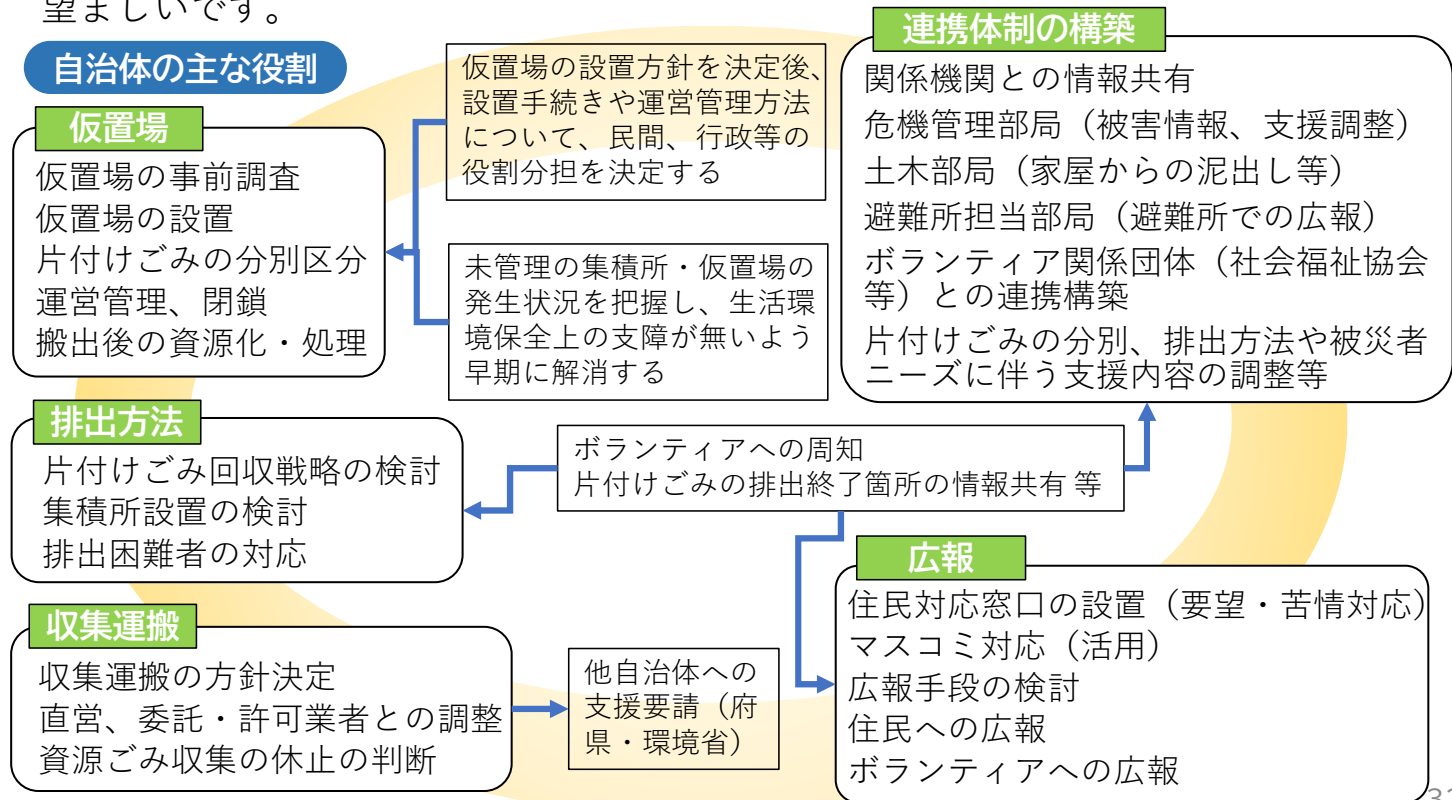
▶▶ 資料編 1-① 30

4章 関係者との連携

- (1)自治体の役割と関係者との連携
- (2)コミュニティ(自治会等の住民組織)
- (3)ボランティア関係団体(社会福祉協議会等)
- (4)国・府県関係者
- (5)民間事業者

(1)自治体の役割と関係者との連携

- 片付けごみに関する自治体の役割は多岐に渡ります。発災後、速やかに対応するためには、**窓口を一本化**し、関係機関と情報共有を行って、連携体制を構築することが重要です。
- 平時から**関係者と顔の見える関係を築き**、災害時の対応方針等を情報共有することが望ましいです。



32

(2)コミュニティ(自治会等の住民組織)

- 片付けごみを排出する**集積所は、自治会等の住民組織が設置・管理する場合があります**。自治体のマンパワー不足を補うほか、被災住民は早期に片付けごみの搬出を開始することができます。
- 集積所の運営・管理の役割は、自治会や自主防災会等の住民組織が担うことが想定されますが、平時から、自治体と災害時の対応について**協力できる体制づくり**を行うことが重要です。

連携事項

- ・ 集積所の設置
- ・ 集積所の管理・閉鎖

連携時の留意点

- ・ 集積所は公有地を基本とし、民有地を使用する場合は所有者に許可を得る。
- ・ 集積所の設置や片付けごみの搬入状況を自治体と共有し、集積所が満杯になったら閉鎖して搬出の調整を行う。

平時の対策

- ・ 自治会等の住民組織による集積所の設置、管理・閉鎖について、共通認識を醸成する。
- ・ 自治会等において、災害時の対応（集積所の設置場所、看板等の資機材、集積所の出入口の施錠、便乗ごみ排出防止対策等）を検討することが望ましい。

(3) ボランティア関係団体(社会福祉協議会等)

- ボランティア関係団体（社会福祉協議会等）は、片付けごみの排出等に関する被災住民のニーズに合わせてコーディネートし、ボランティアを派遣します。
- 自治体の廃棄物担当部局では、主に**社会福祉協議会や庁内の福祉関係部局を通じた支援調整**が挙げられます。

連携事項

- ・被災住民の片付けごみの排出等に関するボランティア活動のコーディネート

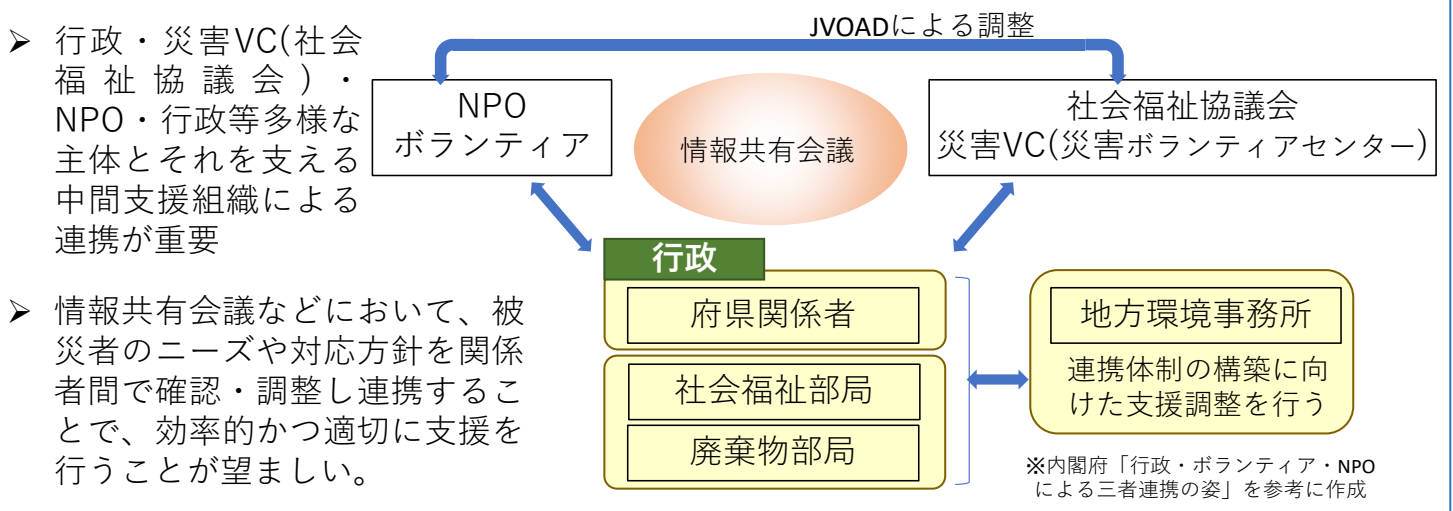
連携時の留意点

- ・片付けごみの排出ルールを共有し、ボランティアに周知する。
- ・災害ボランティアセンター開設と同時に話し合いの場を設け、被災状況・対応条件・被災者ニーズを共有し、ボランティアと廃棄物部局の具体的な支援分担などの意見交換を行う。
- ・家屋内の泥出しについては、建設部局と廃棄物部局において、排出場所や運搬方法等の役割分担をすることが望ましい。
- ・ボランティアの活動において確認された問題等は、連絡会議等を通じて共有し調整を図る。

平時の対策

- ・災害時の連携内容・手順などについて意見交換を行う。
- ・関係者間の合同研修会やワークショップなどで顔の見える関係を構築する。

社会福祉協議会・NPOと関係者の支援調整例



住民のニーズとボランティアの支援調整が困難となる要因

住民のニーズ

- ・高齢者家庭の増加に伴い、家の中から片付けごみを排出してほしい。
- ・片付けごみを集積所(リヤカー・一輪車・軽トラ等)や仮置場(軽トラ・トラック等)まで運搬する手段の支援がほしい。

支援が困難となる要因

- ・災害の規模が大きく人手・資機材が不足する。
- ・車両や人員が被災して対応できない。
- ・感染症対策のため県外からのボランティアの受け入れが困難である。

事前の検討



情報共有会議等での対策の共有

(4)国・府県関係者

- 国（地方環境事務所）・府県は、市町村の状況に応じて双方で協議を行い、**助言や支援調整**を行います。
- 支援調整は、被災していない（又は被害が少ない）他の自治体、民間事業者団体、協定締結先等の関係機関が挙げられます。

連携事項

府県

環境省

- ・協定先の民間事業者団体を通じた事業者の調整
- ・府県内自治体支援調整
- ・集積所・仮置場の設置場所及び運用状況の把握と整理
- ・仮置場の運営委託に関する契約書類作成支援、実行計画作成支援、その他助言・指導等
- ・近畿圏内(近畿地方環境事務所による)、全国(災害対策室による)の自治体支援調整
- ・人材バンクによる人的支援調整
- ・全国都市清掃会議を通じた支援調整

連携時の留意点

- ・市町村で確保可能な人員・資機材等と支援が必要な事項を明確にする。
- ・被災市町村、府県、近畿地方環境事務所で発災後の早い時期に合同会議で支援調整を行う。
- ・支援自治体が現地で活動する場合は、予め被災自治体等と収集品目やエリアについて、役割分担を調整する。特に、収集運搬では複数の団体が活動する場合があるため留意が必要である。

平時の対策

- ・平時に支援・受援のスキームを検討し共有する。

36

(5)民間事業者

- 片付けごみの回収では、民間事業者の支援として**収集運搬、仮置場の運営・管理**が挙げられます。
- 民間事業者への支援要請は、平時のごみ収集等の委託先、協定締結先のほか、府県と民間事業者団体との協定に基づき支援を行う場合もあります。

連携事項

- ・片付けごみの収集運搬
- ・仮置場の運営・管理

連携時の留意点

- ・収集運搬では、複数の関係者が支援する場合、作業の重複等为了避免するため、収集品目、作業区域分け、時間割等の調整が必要である。
- ・日報等で情報共有を行う（片付けごみの収集状況、仮置場への搬入・搬出状況の把握等）。

平時の対策

- ・平時に複数の団体と協定を締結することが望ましい。毎年意見交換や確認を行い、顔の見える関係をつくり、必要に応じて協定を見直すことで実効性を確保する。
- ・仮置場の運営・管理を担うには、事業者としてもある程度の経験が必要であり、事前の協定締結や研修訓練の実施が望ましい。

民間事業者の例

片付けごみの収集運搬

- ・通常のごみ収集委託事業者
- ・一般廃棄物収集運搬業許可業者
- ・産業資源循環協会
(産業廃棄物収集運搬事業者)
- ・建設業協会
(土木・建設事業者)
- ・トラック協会
(貨物自動車運送事業者)
- ・日本造園建設業協会 等

仮置場の運営・管理

- ・産業資源循環協会
(産業廃棄物処理事業者)
- ・建設業協会
(土木・建設事業者)

5章 その他の平時の対策

- (1)住民やボランティア関係団体等への啓発・訓練
- (2)退蔵品排出促進対策
- (3)家具類の転倒・落下・移動・浸水防止対策

38

(1)住民やボランティア関係団体等への啓発・訓練

- 片付けごみの処理においては、住民やボランティア等の協力が不可欠であることから、住民やボランティアを対象とした研修や訓練を実施することが有効です。
- **座学、ワークショップ、模擬訓練**などを通して、災害時のごみ出しに対する理解促進、意識の向上を図ることで、身近な問題として、日頃の備えや災害時の自助・共助を促します。
- 自治体では、災害時のごみ処理についても、平時の定期的な**出前講座や危機管理部局が実施する防災訓練に位置付ける**ことで比較的实施しやすくなります。

研修・訓練の実施検討例

①目的・効果の整理

住民、ボランティアなどの研修対象者や、研修・訓練の目的、期待する効果を整理する。



②対象地域等の選定

研修・訓練への参加を依頼する地域や、参加募集を行う団体等を選定し、関係者と調整を行う。

危機管理部局等の庁内関係部局、一部事務組合、廃棄物関係事業者、社会福祉協議会などの参加についても検討する。

③プログラム検討

当日のプログラムやタイムスケジュール、具体的な内容について検討する。必要に応じて対象地域等の意向確認等の調整を行う。



④研修・訓練の実施

参加者にアンケートを行うなど、可能な限り意見や要望を集める。



⑤実施結果の振り返り・活用

研修・訓練の振り返りで得た成果・課題を、今後の処理対策への活用や、他の地域・団体での実施へ、水平展開を図る。

(2)退蔵品排出促進対策

- 日頃使用しないものをしまい込んでおくことを「退蔵」といい、退蔵品が家屋内に増えることで、災害時に**被災して片付けごみとなったり、便乗ごみとして排出**される可能性があります。
- 高齢世帯は退蔵品が多い傾向にあり、**生活空間の確保と安全面からも平時の排出促進**が必要です。
- 退蔵品排出促進対策は、リユース・リサイクルの促進、適正処理、災害時の家屋内の危険の排除にも共通する取組です。自治体では**危機管理部局とタイアップした取組**が考えられます。

退蔵品排出促進対策の取組例

- フリマネットや地元のリサイクル業者と連携した取組
- 引っ越し業者、不用品回収業者、一般廃棄物収集運搬業者との連携
- 防災月間に危機管理部局と連携した退蔵品排出促進キャンペーンの実施
- 高齢者世帯に対するフォローアップ（家から運び出す支援を伴った排出促進）
- 粗大ごみ等の定期的な収集・処理の強化
- 片付けごみ排出模擬訓練での退蔵品の排出



▶資料編 2-④ 40

退蔵品の発生要因

引っ越し
子どもの成長
高齢化

運搬や処理の手間
処理費用の負担
生活習慣や趣味の変化 等

(3)家具類の転倒・落下・移動・浸水防止対策

- 災害に備えて家具類の転倒・落下・移動・浸水防止対策を行うことは、**災害時に身を守る**だけでなく、**家具類の破損を防止し、片付けごみの排出量を減らす**ことにもつながります。
- 防災対策及び災害廃棄物処理対策の両観点から、住民への広報が必要であり、実施にあたっては、**危機管理部局と連携**して平時の取組を進めることが有効です。

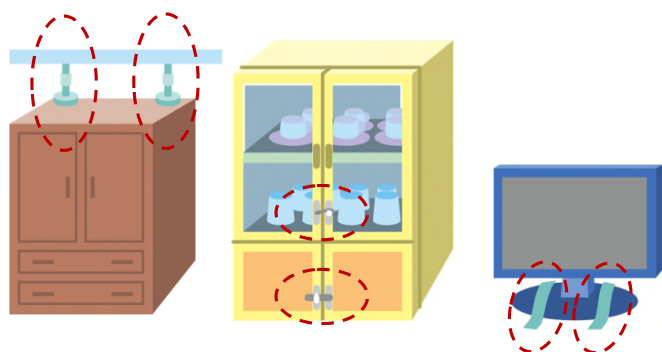
家具類の転倒・落下・移動・浸水防止対策の取組例

- ホームページで啓発
- 研修会で啓発
- 防災用啓発パンフレット等に掲載

取組効果

身の安全
破損防止
片付けごみ発生抑制

【地震対策】家具の固定例



【水害対策】家具等の配置変更例



1 発災後の事例

- ① 住民への広報
- ② 集積所の取組
- ③ 仮置場のレイアウト
- ④ 便乗ごみ対策
- ⑤ ボランティア関係団体との連携

2 発災前の事例

- ① 仮置場・集積所の現地確認
- ② 民間事業者と連携した仮置場運営訓練
- ③ ボランティア関係団体との研修・ワークショップ
- ④ 住民への啓発・訓練

※「2 発災前の事例」は近畿地方環境事務所のモデル事業の実施例。詳細は近畿地方環境事務所資源循環課ホームページを参照。

1-① 住民への広報






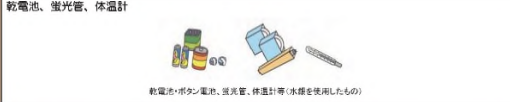
ボランティアへ周知した片付けごみ(被災ごみ)等の分別に関するチラシ

平成30年7月豪雨災害

被災ごみ等の分別

「土砂などによって汚れた被災ごみは、通常のごみ分別とは異なる区分としています。」

(土のう袋での排出を認めています。)

区分	ごみの例	袋への記入
燃やせるごみ	生ごみなど、通常の可燃ごみのほか、汚れたプラスチック類・紙類・布類など ※汚れたプラスチック類や紙類・布類等はリサイクルできないため、燃やせるごみに区分します。 	可
燃やせないごみ	陶磁器類、小型家電など、通常の不燃ごみのほか、汚れた金属類・ガラス類など ※汚れた金属類・ガラス類等はリサイクルできないため、燃やせないごみに区分します。 	不
大型ごみなど	・エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機(家電リサイクル法対象機器)及びパソコン・家電製品、家具、寝具など(掃除機、たんす、ふとん、自転車など) ※土のう袋に入らないものはそのまま出してください。 	ごみ ※物へ直接記入
有害ごみ	乾電池、蛍光灯、体温計 	害
土砂	宅地内に流入した土砂については、前面道路上などに出してください。	記入不要

※汚れていない資源ごみ等は、通常のごみ収集で回収します。

広島市

出典：平成30年7月豪雨に伴う広島市の災害廃棄物処理の記録(令和3年3月) 環境省中国四国地方環境事務所, 広島市

ボランティアへ配布した分別作業説明チラシ

大師ヶ丘公園集積場分別作業

○分類について

分類は大きく7つに分類します。

可燃については、更に小分類として長物(②)と大型(③)に分類します。

1. 可燃

- ①可燃物：主にプラスチック類
- ②可燃長物：ロープ、スズランテープ、ゴムホースなど
- ③可燃大型：ソファ、ペットマット、畳、布団は、それぞれ分類する。

2. ガラス・陶磁器

ガラス、陶磁器は、一緒の分類とする。
ただし、窓枠等に付いたガラスは、割らずに大型ごみとして別に分類する。

3. 有害物

ライター、電池、蛍光灯、スプレー缶は、それぞれ分類する。

4. 木くず

カラーボックス、タンスなど

5. 鉄くず

骨組みが金属類で出来ている物は、全て鉄くずに分類する。

6. 粗大ごみ

スキー、ゴルフバック(クラブは、鉄くず)など

7. 小型家電類

家電4品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)以外の廃家電を分類する。

○作業の流れ

- ・作業グループを10名程度で作り、リーダーを決める。
- ・各グループごとに可燃、可燃長物、ガラス陶磁器、有害物は、フレコンバックに分類し、可燃大型、木くず、鉄くず、粗大ごみ、小型家電類は、各一時置き場を作る。
- ・不明な分別に対しては、リーダーを通じ確認を行う。

※注意

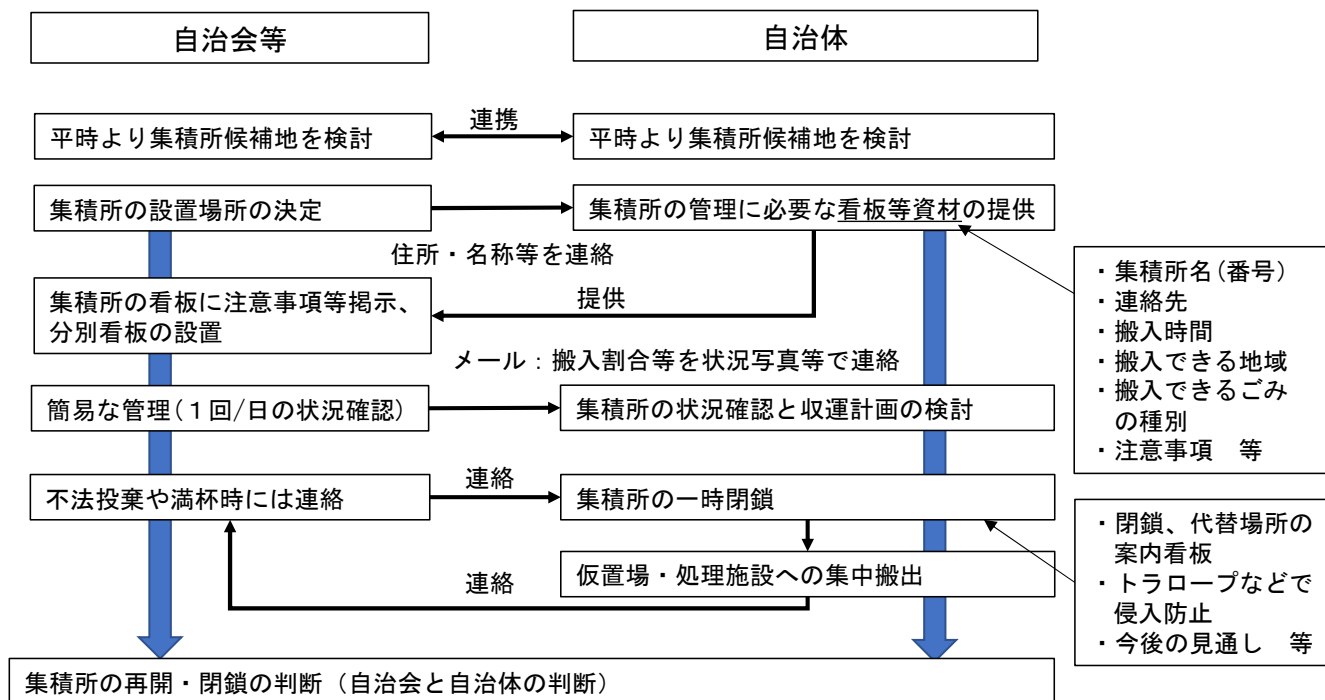
作業に関しては、怪我に十分注意し、無理な作業は、行わないようにして下さい。

また、地面に落ちている細かな物(細かく割れたガラスなど)は、怪我のおそれがあるため取らないようお願いいたします。

(安平町提供資料)

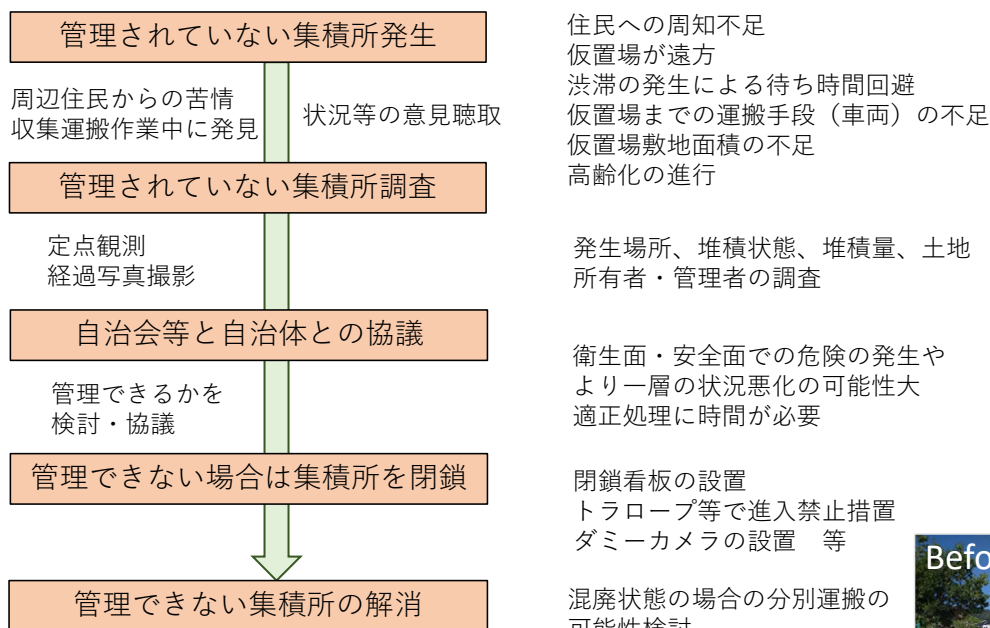
出典：平成30年北海道胆振東部地震により発生した災害廃棄物処理の記録(令和3年3月) 環境省北海道地方環境事務所

- 集積所の候補地は、自治会等が事前に自治体と検討しておくことが望ましいが、発災後に決定した場合は迅速に自治体へ連絡をする。
- 自治会等は、被災状況や地域の状況を判断して、設置・搬入状況等の連絡を自治体の担当部署に連絡する。

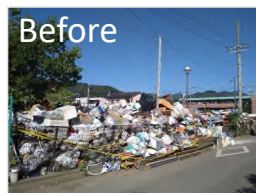


・集積所の開設・搬入は、混廃化を防止するため、分別看板の設置後とする。

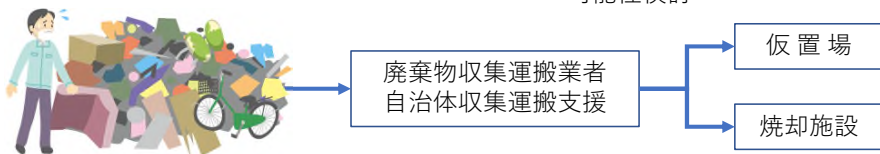
- 管理されていない集積所とは、住民等によって自然発生的に片付けごみ等が公園や道路上に排出されてしまい、自治体で場所を把握しておらず、管理者不在の集積所のこと。
- 管理者不在のため、不特定多数の者が廃棄物を投棄し混廃化することが多い。
- これを放置すると、更なる不法投棄を呼び込み、衛生面・安全面での危険が発生するおそれがあり、適正処理に時間と労力も増大するため、解消に向けた迅速な取組が必要。



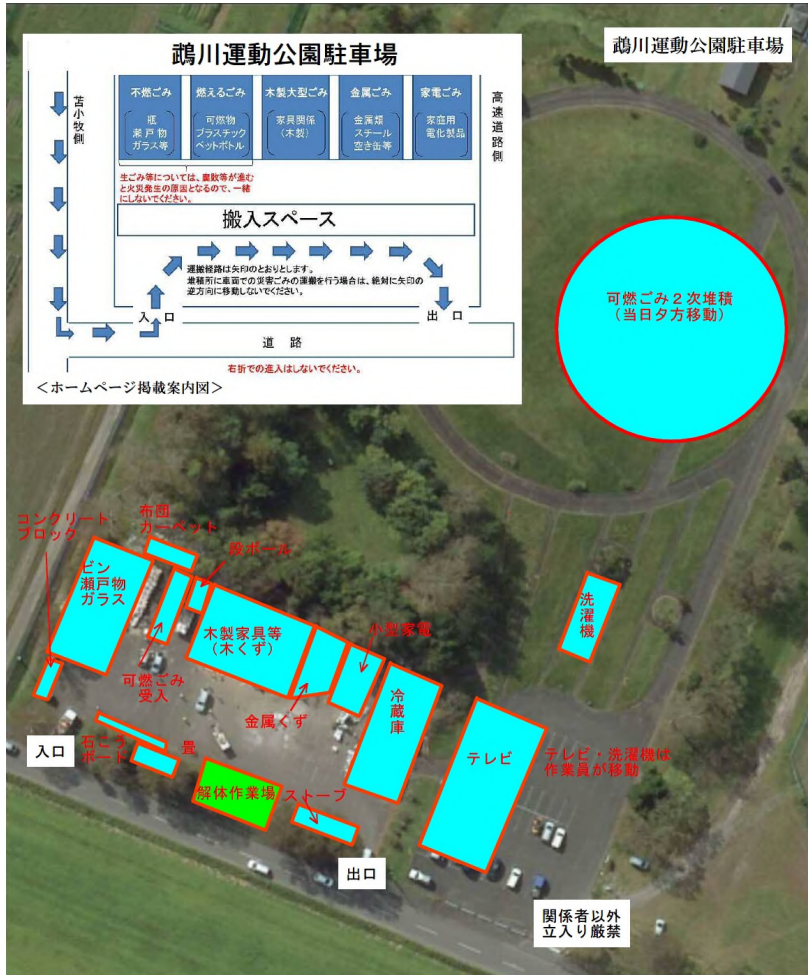
道路脇や住家横に集積された災害廃棄物



写真出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル (http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/) 環境省本省資料



1-③ 仮置場のレイアウト

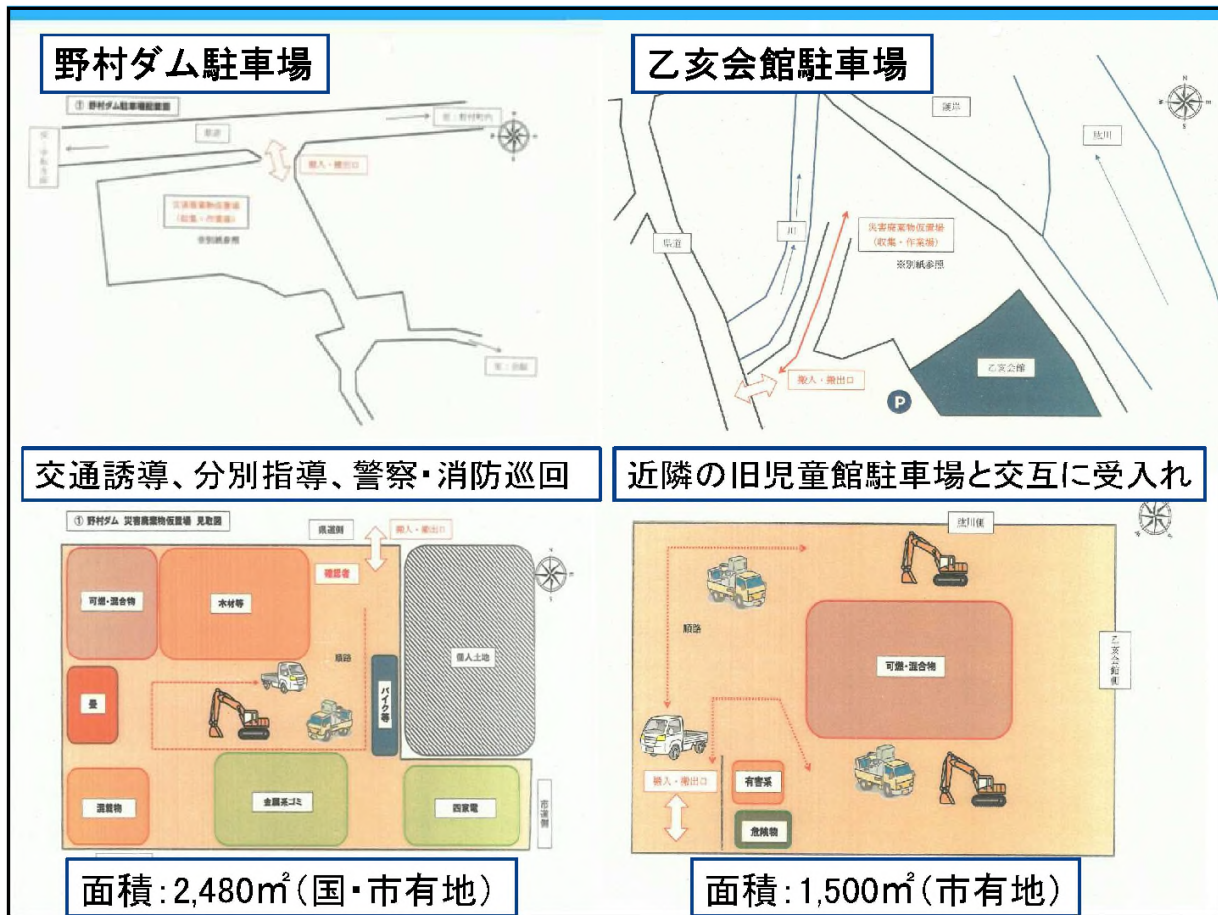


(むかわ町提供資料)

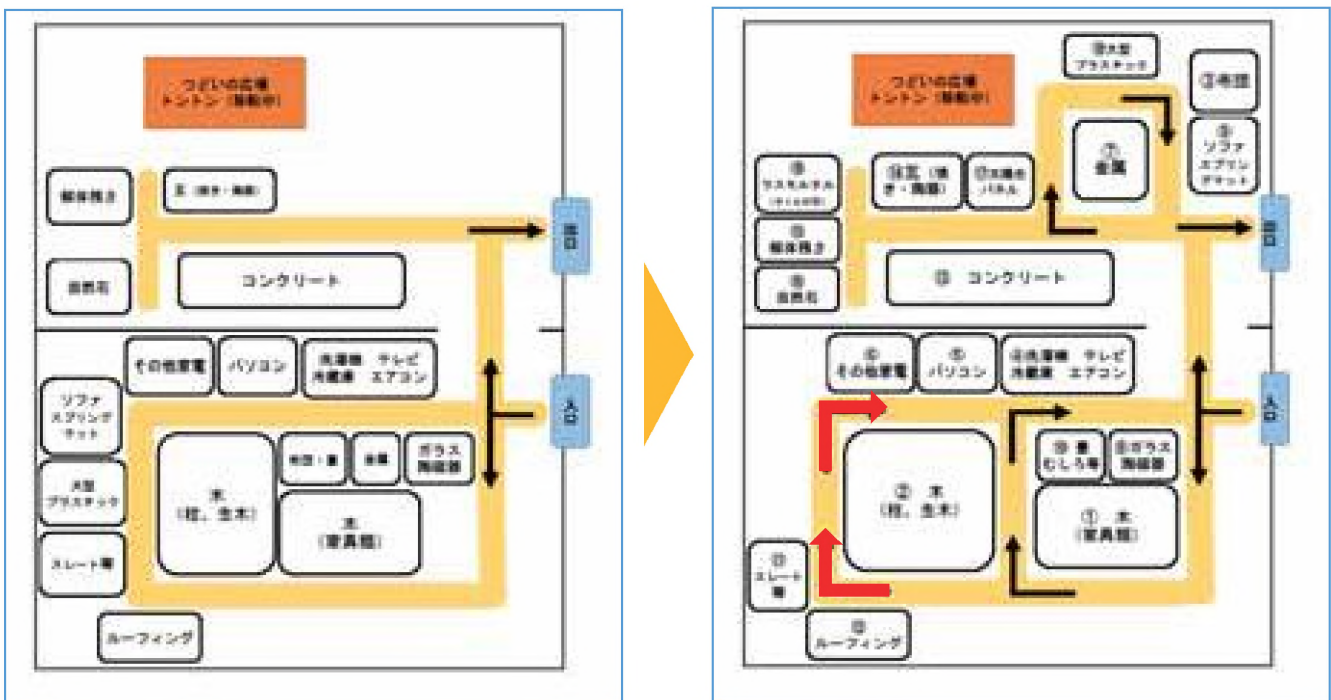
レイアウト図（旧天谷小学校）



出典：平成30年7月豪雨 愛媛県における災害廃棄物処理の記録（令和3年3月）環境省中国四国地方環境事務所，愛媛県



出典：平成30年7月豪雨 愛媛県における災害廃棄物処理の記録（令和3年3月）環境省中国四国地方環境事務所，愛媛県



※渋滞となっていた木くず置場の周辺について、搬出車両の動線を確保することで、搬入と搬出を同時に行えるように変更（赤線が搬出車両の動線）

出典：平成28年熊本地震における災害廃棄物処理の記録（平成31年3月）熊本県

発災後の住民広報

- 発災直後から、分別の徹底及び便乗ごみ等の禁止について周知を行った。分別に関する情報は、防災無線等を用いて周知した。自治体によっては、エリア放送（特定区域での地上波放送）や各戸への防災無線による周知が有効であった。高齢者世帯が多い自治体では、個別に各戸への周知を行った。また、避難所でも廃棄物に関する情報を周知した。※1

仮置場での対応

- 仮置場への便乗ごみの持ち込み対策として、車両ナンバーが分かるよう写真を撮るとともに、持ち込まれた際は徹底的に拒否する。
- 疑わしい車両には、長めに質問をすることで次回以降の抑止になる。

便乗ごみの発生後の対応

- 道路上の便乗ごみは、さらなる便乗ごみを誘発するため早期に撤去した。
- 他市の解体工事で発生したごみ（産業廃棄物など）を鉄道高架下に不正に投棄した業者が発見された。投棄したすべての廃棄物を回収させ、厳正に対処した。※2

不正に投棄されたごみ※2



その他

- 地域コミュニティの良い地域は、住民同士で管理ができ、便乗ごみが少ない。

※1 出典：平成30年北海道胆振東部地震により発生した災害廃棄物処理の記録（令和3年3月）環境省北海道地方環境事務所
 ※2 出典：平成30年7月豪雨に伴う倉敷市の災害廃棄物処理の記録（令和3年3月）環境省中国四国地方環境事務所、倉敷市

1-⑤ ボランティア関係団体との連携

平成30年7月豪雨における愛媛県西予市の事例

平成30年7月豪雨で被災した愛媛県西予市では、当時、災害対応に当たった関係者（市職員、消防、消防団、ボランティア、自衛隊）が毎朝、一同に会して朝礼を行い、Face To Faceによる災害廃棄物対策の情報共有を図っていた。また災害ボランティアに対しては、朝礼による情報共有だけでなく、片付けごみの分別のちらしを市で作成し、社会福祉協議会から配布した。

その結果、被災初動期から片付けごみをうまく分別することができた。また災害ボランティアにとっては、仮置場での荷下ろし作業が大変であったが、ちらしを配布することで、仮置場へ搬入する廃棄物の種類を限定するようになり、災害ボランティア側の負担軽減にもつながるといった効果が得られた。

平成30年7月豪雨における愛媛県大洲市の事例

平成30年7月豪雨で被災した愛媛県大洲市では、市が設置した仮置場（陸上競技場）で分別を徹底するため、仮置場における分別方法を示したちらしを作成し、仮置場の入口で搬入者（住民や災害ボランティア）に対して配布した。勝手仮置場の片付けごみの回収は災害ボランティアの力を借りて行ったが、災害ボランティアが回収作業を行う前に、あらかじめ仮置場のレイアウトを提示した。

ちらしの配布前は、防災行政無線やホームページで片付けごみの分別排出を促すものの混合化が進んでしまったが、市が設置した仮置場でちらしを配布するようになってからは目に見える形で分別が行われるようになり、住民の意識も変わった。また、災害ボランティアに仮置場のレイアウトを示すことで、災害ボランティアも仮置場での荷下ろしが行きやすくなり、負担軽減に寄与した。

関係者による朝礼の状況



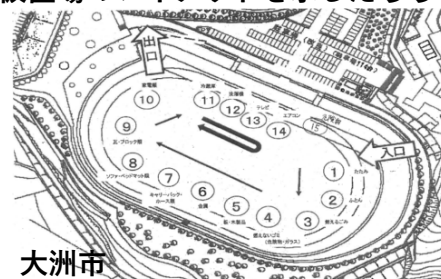
西予市

実際の仮置場での分別状況



大洲市

仮置場のレイアウトを示したちらし



大洲市

出典：災害廃棄物対策指針技術資料【技12】（令和2年3月31日改定）環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室

平成30年7月豪雨における岡山県倉敷市の事例

本災害では倉敷市社会福祉協議会と連携を図るとともに、倉敷市社会福祉協議会とNPOの間でも連携が図られた。特に、NPOがアテンドとしての役割を担い、車両の采配を行うとともに、重機系や大工系のボランティアの方の調整を行った。

7月8日早朝にはNPOの先遣隊が現地入りし、まちのつくりや被害状況の把握を開始された。

初動時は、主要な道路から民地につながる路地の障害物の除去や、漂流物（ひっくり返った車や物置など）の撤去など、主に行政では対応が困難な作業を中心に行った。

被災地内にボランティアセンターが設置されると、エリアリーダーが巡回を行い、被害状況とニーズの把握を行った。

8月中旬からは専門技術や経験を持つボランティアの募集を開始するとともに、支援者同士の情報共有を図るため、「災害支援ネットワークおかやま@くらしき情報共有会議」を開催し、関係者間の情報共有を図った。

出典：平成30年7月豪雨に伴う倉敷市の災害廃棄物処理の記録（令和3年3月）環境省中国四国地方環境事務所，倉敷市

平成30年7月豪雨における広島県広島市の事例

平成30年7月7日、「災害ボランティア活動連絡調整会議」※の議長である広島市社会福祉協議会の招集により会議が開催され、広島市災害ボランティア本部を広島市総合福祉センター内に設置することが決定された。

広島市災害ボランティア本部は、広島市災害対策本部と連携し、被災状況や交通規制、救援活動等の情報を収集し、各区災害ボランティアセンターへ情報提供するとともに、県内外で広域的に被災したことにより不足した資器材等の調達や片付けごみの回収等、各区災害ボランティアセンターの諸問題について検討し、関係機関との調整を行った。

ボランティア向けの片付けごみ（被災ごみ）等の分別に関するチラシを作成し、周知を図った。

※【広島市災害ボランティア活動連絡調整会議】災害ボランティア活動に係る諸問題の検討等を行うとともに、災害時において円滑なボランティア活動が行えるための環境整備を図るため、平成9年に設置した組織であり、広島市社会福祉協議会、日本赤十字社広島県支部、ひろしまNPOセンター、広島市等の23団体で構成。

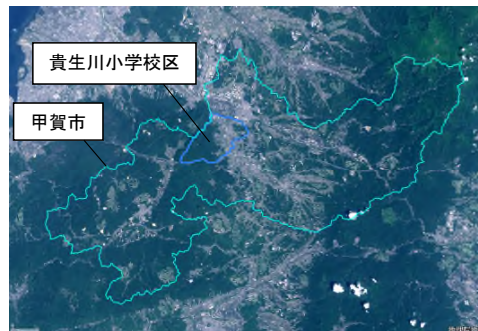
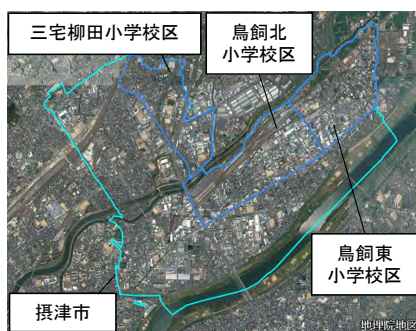
出典：平成30年7月豪雨に伴う広島市の災害廃棄物処理の記録（令和3年3月）環境省中国四国地方環境事務所，広島市

2-① 仮置場・集積所の現地確認

【令和3年度】仮置場・集積所の現状把握調査(大阪府 摂津市、滋賀県 甲賀市)

- 対象地域においてリストアップしている仮置場候補地について、航空写真等を活用して使用可能性の高い候補地を複数選び、現地調査（調査内容例：選定条件の確認、アクセス道路の状況、大型車両の通行の可否、仮置場として活用可能な実質面積、保管容量等の確認等）を実施。
- 航空写真等を活用して、対象地域から選定した小学校区内の集積所候補地を抽出し、机上調査及び現地調査を実施。
- 上記の仮置場・集積所候補地を活用した場合に対応可能な災害廃棄物量を把握するため、仮置場・集積所候補地の面積から仮置・集積可能な災害廃棄物量を推計。

【対象地域の行政区域及び調査対象小学校区】（左：摂津市、右：甲賀市）



出典：国土地理院の地理院タイルに国土交通省「国土数値情報（行政区域、小学校区）」を追記し作成

【令和4年度】仮置場候補地の調査(大阪府 岬町)

- 仮置場の実効性のある運用を目的として、町内3か所の仮置場候補地の現地調査を実施

【現地調査チェックシート】	
調査日時	令和5年 月 日 時 分～ 時 分
地点名	淡輪青少年グラウンド
<input type="checkbox"/> 全景写真	全体状況
メモ	<input type="checkbox"/> 土地の形状の写真 起伏や基盤等の状況
	メモ
<input type="checkbox"/> 敷入路の写真	入口や隣接道路
メモ	<input type="checkbox"/> 付帯設備の写真 水道、電気（分電盤等）、建屋の設置状況
	メモ

2-② 民間事業者と連携した仮置場運営訓練(滋賀県、兵庫県)

仮置場設置・運営管理模擬訓練(滋賀県)

実施項目	実施内容
模擬訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図上訓練：訓練用敷地のレイアウトを検討 訓練で使用する資機材の配置を計画 ・ 仮置場の設置：決定したレイアウトでカラーコーンや看板等を配置 産業資源循環協会のコンテナも配置 ・ 搬入訓練：片付けごみの搬入をシミュレーション ・ 搬出訓練：片付けごみの敷地外への搬出をデモンストレーション ・ 振り返り：訓練での気づきや今後の対策について意見交換
参加者：滋賀県内市町および一部事務組合廃棄物担当職員、滋賀県職員（循環社会推進課、防災危機管理局、環境事務所）、(一社)滋賀県産業資源循環協会 等	

期待する効果

- ・ 市町廃棄物担当職員における災害廃棄物処理対応の体験
- ・ 災害廃棄物（片付けごみ）の分別搬入の重要性の確認
- ・ 関係団体を含む関係者との交流・意見交換

開催場所

- ・ 滋賀県危機管理センター（図上訓練）
- ・ 大津港業務用地（模擬訓練）

実施結果の活用

- ・ 一次仮置場の設置・運営管理手順に係る手引き（案）作成
- ・ 今後の災害廃棄物処理の対応力を強化

模擬訓練実施状況



56

仮置場設置・運営管理模擬訓練(兵庫県)

実施項目	実施内容
事前説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物対策の基礎 ・ 模擬訓練についての説明 等
模擬訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場レイアウトの検討：訓練用敷地のレイアウトを検討 ・ 必要資機材の確認：訓練で使用する資機材の配置を計画 ・ 仮置場の設置：決定したレイアウトでカラーコーンや看板等を配置 ・ 役割の確認：模擬訓練で担う役割を確認（受付、誘導員等） ・ 模擬訓練：片付けごみの搬入をシミュレーション ・ 振り返り：訓練での気づきや今後の対策について意見交換
参加者：兵庫県内市町廃棄物担当職員、兵庫県県民局職員、関係団体	

期待する効果

- ・ 市町廃棄物担当職員における災害廃棄物処理対応の体験
- ・ 災害廃棄物（片付けごみ）の分別搬入の重要性の確認
- ・ 関係団体を含む関係者との交流・意見交換

開催場所

- ・ 明石クリーンセンター

※11月15日の事前説明会はオンライン開催

実施結果の活用

- ・ 仮置場の設置・運営管理手順に係る手引き（案）作成
- ・ 今後の災害廃棄物処理の対応力を強化

模擬訓練実施状況



57

2-③ボランティア団体との研修・ワークショップ

ボランティア参加型研修会(和歌山県)

実施項目	実施内容
座学 ワークショップ	1. 基礎講座 「災害廃棄物処理対応の概要」 「和歌山県災害廃棄物処理計画について」 2. ワークショップ ・話題提供 ・ごみ出し作業をする上での課題とその対応策について意見交換
参加者：ボランティア、和歌山県社会福祉協議会、和歌山県 オブザーバー：かつらぎ町、新宮市	

目的

- ボランティア側から支援経験等を通して感じる発災現場での課題や要望、提案をヒアリング

対象地域等

- 和歌山県ボランティア登録者

実施結果の活用

- 模擬実験実施マニュアル作成への活用

ワークショップ実施状況



58

ボランティア連携マニュアル等の作成(大阪府)

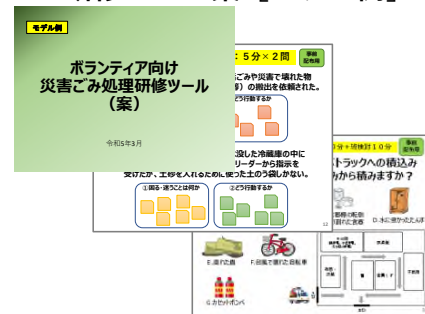
ワーキング意見を反映し、『災害ごみ処理に係る市町村向けボランティア連携マニュアル案 [モデル例]』、『ボランティア向け災害ごみ処理ハンドブック案 [モデル例]』、『ボランティア向け災害ごみ処理研修ツール案 [モデル例]』、『災害ごみ処理に係るボランティア連携各種資料の活用方法について』を作成。

WG	対象	実施内容
第1回	行政職員、社会福祉協議会、ボランティア関係団体	災害廃棄物処理の流れや災害ボランティアセンターの動きなどに関する座学を行った上で、発災後の各主体の対応、ボランティアとの関わりについて、意見交換を実施した。
第2回	行政職員、社会福祉協議会、ボランティア関係団体	ボランティアへの配布を想定するハンドブックの骨子について意見交換を実施した。プロボノを中心に実際の被災現場の状況を踏まえて、実効性あるハンドブックの構成や記載内容に関する意見をもらった。
第3回	行政職員、社会福祉協議会、ボランティア関係団体	第2回ワーキングでの意見を踏まえて、ハンドブック案を示すとともに、ハンドブック啓発のための研修で活用する想定の研修ツールの素案について意見交換を行った。各自治体から、自治体の事情に合わせて編集する必要がある指摘を受け、本成果は大阪府の [モデル例] として作成することとなった。
第4回	行政職員、社会福祉協議会、ボランティア関係団体	これまでの議論を踏まえたハンドブック [モデル例]、研修ツール [モデル例] と、連携マニュアル案に対する意見交換を行った。連携マニュアルも各自治体での編集を可能とする [モデル例] に位置付けることとした。

ハンドブック案 [モデル例]



研修ツール案 [モデル例]



59

2-④ 住民への啓発・訓練

住民参加型の片付けごみ搬出模擬訓練(和歌山県 かつらぎ町)

実施項目	実施内容
座学 模擬訓練 ワークショップ	1. 基礎講座 ①「災害によって発生するごみの基本」 ② 防災落語「それ、ゴミやおまへんで、被災財でっせ」 2. 模擬訓練 ・住民の方が、自宅から集積所までごみを搬出 ・かつらぎ町廃棄物担当職員が、集積所の設置から廃棄物の受け入れまでのシミュレーションを実施 3. 意見交換 ・ごみ出しをしてみて、困ったこと、わからなかったこと ・どうすれば解決できるか
参加者：住民、かつらぎ町、和歌山県、ボランティア、学識経験者等	



目的

- ・ 片付けごみに関する住民の理解促進、啓発
- ・ 片付けごみ排出の疑似体験、退蔵品の排出
- ・ 町職員の片付けごみ対応の疑似体験等

対象地域等

- ・ かつらぎ町は人口16,300人
- ・ 平成29年台風21号で被災経験あり
- ・ 令和3～4年の2年間に渡りモデル事業を実施

実施結果の活用

- ・ 大規模災害時のごみの出し方パンフレット作成
- ・ 模擬実験実施マニュアル作成

模擬訓練実施状況



片付けごみの住民啓発用パンフレット

大規模災害時の生活ごみの出し方

災害直後はごみ処理施設、被害地域の確認のために、ごみ収集は一時的に停止する場合があります。次のごみ収集までご理解とご協力をお願いします。

災害発生から数日間はごみを自宅で保管していたがなくてはならない場合があります。

収集再開後は、生活ごみ、使用済非常用トイレなど腐敗しやすい「可燃性ごみ」から優先して回収します。

数日間収集できなくなる場合があります。再開後、可燃性ごみから収集します。

不燃性のごみや資源ごみは、町から連絡があるまでは、自宅を保管をお願いします。

かつらぎ町 保存版

大規模災害時のごみの出し方

かつらぎ町 令和4年3月作成

災害ごみとは？

災害ごみ(災害廃棄物) 生活ごみ

大規模な災害が発生すると、家や建物の浸水や倒壊、破損により大量のがれきりや家具、家電などのごみが発生します。このように災害によって発生した廃棄物を「災害ごみ(災害廃棄物)」といいます。

災害の規模によっては、災害ごみの処理に数年の期間を要します。生活環境の安全と公衆衛生の確保、早期復興のためにも排出時の分別が重要です。災害ごみはリサイクル可能な品目が多くあり、適切な分別が処理費用の削減にもつながります。

災害時は、災害ごみと生活ごみのそれぞれの分別区分にしたがって排出してください。ご理解とご協力をお願いします。

仮置場とは？

は災害ごみ(特に、片付けごみが一度に大量に発生し、処理が追いつかなくなります。そこで、片付けごみは、基本的に地域で「住民仮置場」に排出をします。

仮置場内のルール

排出方法などは、災害の状況に応じて住民のみなさんにお知らせします。

可燃物、可燃粗大、量・布団・敷物類、金属くず、廃家電、処理困難物

平時からの備え

町では3ヶ月に1度、可燃粗大ごみの予約収集を行っています！

● 災害が起きると、普段は使っていないものもごみとなってしまいます。不要なものは、平時のうちにご処分処分できるようにしましょう。災害時のごみを減らすだけでなく、避難経路の確保にも役立ちます。

● 家具や電化製品は、できる限り壁や天井に固定するようにしましょう。倒れにくくしておくことで、転倒によるけがを防ぎ、身を守ることもできます。また、破損を防ぐことができ、災害時のごみを減らすこともつながります。

ルールを守りましょう!

ルールが守られなかった場合、このような事態となってしまいます!!

● 神社や公園、自宅前の路上など指定された場所以外に置かれる事例が多発!

作業時の注意事項

● 災害ごみには、割れたガラスや金属などがあり大変危険です。作業するときは、長袖・長ズボンで行いましょう。手袋や長靴なども使用しましょう。

● 目や口に粉じんが入らないよう、保護メガネやマスクを使用しましょう。

● 重いものを移動させる時は、扶かれや補助に注意し、できるだけ1人で作業しないようにしましょう。

● 夏場は熱中症に注意し、冬場は防寒対策をして作業しましょう。

住民仮置場内レイアウト

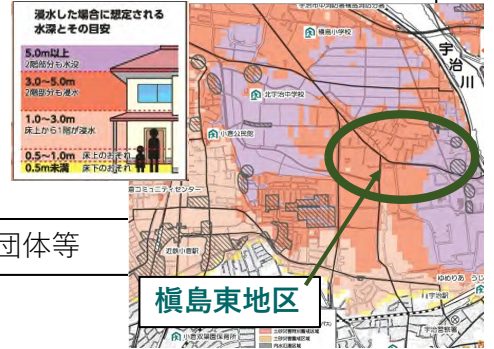
※イメージ

※地域によっては、家の近くに設置される「住民仮置場」だけでなく、町が設置する大規模な「仮置場」へ排出している場合があります。

※農産物のごみなどは、基本的に「住民仮置場」や「仮置場」で受入れできません。町の手引に従ってください。

住民参加型の片付けごみ搬出模擬訓練(京都府 宇治市)

実施日	実施内容
模擬訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・市民仮置場の設置 (宇治市) ・家屋からの排出を希望された方の退蔵品をボランティアによる排出、宇治市による車両運搬を実施【ケース1】 ・住民が自身で市民仮置場に搬入【ケース2】 ・搬入された退蔵品を運搬車両へ積み込み (宇治市) ・一次仮置場への運搬・搬入 (宇治市) ・市民仮置場の撤収 (宇治市) ・模擬訓練の振り返り (住民・宇治市)
参加者：住民、宇治市、京都府、ボランティア、学識経験者、関係団体等	



出典：地震・土砂災害・風水害ハザードマップ(宇治市くらしの便利帳) 加筆

目的

- ・片付けごみに関する住民の理解促進、啓発
- ・片付けごみ排出の疑似体験、退蔵品の排出
- ・市職員の片付けごみ対応の疑似体験等

模擬訓練実施状況



対象地域等

- ・宇治市は人口183,000人
- ・市中央部を宇治川が流れ、堤防より低い宅地面では深い浸水が想定
- ・平成24年京都府南部豪雨災害により多くの浸水被害が発生

実施結果の活用

- ・災害廃棄物処理ハンドブック作成
- ・災害で出るごみの出し方災害廃棄物処理マニュアル作成

片付けごみの住民啓発用パンフレット

災害で出たごみはどのように処理するの？

生活ごみは、生ごみなどの腐敗しやすいごみを優先的に収集します。災害時には通常の収集ができないこともあるので、急いで出す必要のないごみは自宅で保管してください。

片付けごみ → **市民仮置場 (住民が運搬)** → **一次仮置場 (市が運搬)** → **日頃の収集場所** → **中間処理** → **リサイクル・埋立**

災害廃棄物は分別して仮置場へ

災害廃棄物は想像以上に発生します。分別することで処理期間が短縮できます。また、悪臭や害虫、火事の発生を抑制できます。

住民仮置場での分別例

- 畳・布団
- 家具類
- 木くず
- 廃家電等
- その他の家電
- 金属類
- コンクリートがら

日頃からできること

- 小型家電**：製品回収へ
- 海外リユース**：使用しなくなった衣類やカバン、靴、ぬいぐるみなどを海外へ送る。
- 羽毛ふとんリサイクル**：不要になった羽毛ふとんは、窓口にて引き取ります。
- 顔の見える関係づくり**：災害時、様々なインフラが途絶えたり、通信もできなくなった際に人と人とのつながりによる情報伝達が頼りになります。

こんなときは？

- 片付けごみの出し方は、決まってるの？
- 災害が起きたら、被災状況に合わせて片付けごみの分別と出し方をホームページなどを通じてお知らせします。
- 被災状況や被災地区に合わせて、公園などに「住民仮置場」を開設します。
- お年寄りとか自分でごみ出すのが難しい人は、どうするの？
- 地域の方々のご協力を得て運びますが、宇治市災害ボランティアセンターにご相談ください。

安心して暮らせるまちをめざして

災害が起ると、地域社会は大きなダメージを受け、必ず混乱が発生します。そんな時に大切なのが地域の連携と「思いやり」です。日頃の備えと「思いやり」の意識で、一刻も早い復興と生活再建ができるまちづくりを共に目指しましょう。

宇治市まち美化推進課 0774-22-3141 (代)

環境省 近畿地方環境事務所